

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(4月分 第1-9回)	公益財団法人都道府県会館	34,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年6月10日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 4月分)	公益財団法人都道府県会館	1,419,500,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年6月10日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(5月分 第10-15回)	公益財団法人都道府県会館	18,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年6月25日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 5月分)	公益財団法人都道府県会館	1,342,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年6月25日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(6月分 第16-25回)	公益財団法人都道府県会館	20,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年7月25日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 6月分)	公益財団法人都道府県会館	1,305,900,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年7月25日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(7月分 第26-32回)	公益財団法人都道府県会館	17,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年9月2日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 7月分)	公益財団法人都道府県会館	1,190,900,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年9月2日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(8月分 第33-44回)	公益財団法人都道府県会館	30,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年9月30日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 8月分)	公益財団法人都道府県会館	910,500,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年9月30日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(9月分 第45-52回)	公益財団法人都道府県会館	29,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年10月23日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 9月分)	公益財団法人都道府県会館	987,600,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年10月23日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(10月分 第53-64回)	公益財団法人都道府県会館	116,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年12月2日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 10月分)	公益財団法人都道府県会館	1,021,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成26年12月2日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(11月分 第65-78回)	公益財団法人都道府県会館	61,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年1月5日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 11月分)	公益財団法人都道府県会館	829,500,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年1月5日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(12月分 第79-91回)	公益財団法人都道府県会館	48,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年1月26日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 12月分)	公益財団法人都道府県会館	1,022,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年1月26日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(1月分 第92-100回)	公益財団法人都道府県会館	25,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月3日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災1月分)	公益財団法人都道府県会館	1,002,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月3日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(2月分 第101-107回)	公益財団法人都道府県会館	20,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月24日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成26年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災2月分)	公益財団法人都道府県会館	942,400,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月24日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H26年度被災者生活再建支援金補助金(3月分 第108-116回)	公益財団法人都道府県会館	23,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月31日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H26年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災3月分)	公益財団法人都道府県会館	1,056,500,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年3月31日	公財	国所管	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	12,366,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年7月1日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	540,787,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年7月16日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	61,236,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年7月28日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	39,690,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年8月1日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	10,206,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年12月5日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	15,012,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成26年12月12日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	212,064,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、216,540,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年2月6日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年7月11日)	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	114,848,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、131,826,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年2月6日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年7月29日)	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	760,330,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、916,429,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年3月2日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年7月4日)	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	24,700,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年3月24日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	300,693,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年3月25日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	214,518,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成27年3月26日	公社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構造物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	21,066,000	一般会計	人権啓発活動等補助金	平成26年6月23日	公財	国所管	本補助金は、人権啓発活動等補助金交付要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)の運営及び同法人が行う人権啓発事業に要する経費を補助するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、積極的に人権教育・啓発活動を推進することにより、国民の人権意識の普及高揚を図ることであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。補助金の交付先である人権センターにおいては、会議の実施方法等について見直しを行い、旅費の節減を図るなど、効率的・効果的な支出に努めている。	有
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	46,163,000	一般会計	人権啓発活動等委託費	平成26年6月23日	公財	国所管	本委託費は、人権啓発活動中央委託要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)に対して、人権に関する啓発教材の作成、人権に関する情報・資料の収集提供、人権に関する講演会などの啓発事業を「人権啓発活動中央委託事業」として委託し実施するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、全国的な視点から一定水準の人権尊重思想の普及を確保することであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。本委託費については、委託先である人権センターにおいて、積極的に一般競争入札を実施して経費の節減を図るとともに、第三者評価委員会による事業評価を行い、その検証結果を踏まえて事業を実施するなど、効率的・効果的に事業を実施している。	有
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	10,481,000	一般会計	人権啓発活動等補助金	平成26年8月18日	公財	国所管	本補助金は、人権啓発活動等補助金交付要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)の運営及び同法人が行う人権啓発事業に要する経費を補助するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、積極的に人権教育・啓発活動を推進することにより、国民の人権意識の普及高揚を図ることであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。補助金の交付先である人権センターにおいては、会議の実施方法等について見直しを行い、旅費の節減を図るなど、効率的・効果的な支出に努めている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	36,534,000	一般会計	人権啓発活動等委託費	平成26年8月18日	公財	国所管	本委託費は、人権啓発活動中央委託要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)に対して、人権に関する啓発教材の作成、人権に関する情報・資料の収集提供、人権に関する講演会などの啓発事業を「人権啓発活動中央委託事業」として委託し実施するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、全国的な視点から一定水準の人権尊重思想の普及を確保することであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。本委託費については、委託先である人権センターにおいて、積極的に一般競争入札を実施して経費の節減を図るとともに、第三者評価委員会による事業評価を行い、その検証結果を踏まえて事業を実施するなど、効率的・効果的に事業を実施している。	有
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	10,457,000	一般会計	人権啓発活動等補助金	平成26年10月14日	公財	国所管	本補助金は、人権啓発活動等補助金交付要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)の運営及び同法人が行う人権啓発事業に要する経費を補助するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、積極的に人権教育・啓発活動を推進することにより、国民の人権意識の普及高揚を図ることであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。補助金の交付先である人権センターにおいては、会議の実施方法等について見直しを行い、旅費の節減を図るなど、効率的・効果的な支出に努めている。	有
法務省	人権関係情報提供活動等の委託等	公益財団法人人権教育啓発推進センター	109,614,000	一般会計	人権啓発活動等委託費	平成26年10月14日	公財	国所管	本委託費は、人権啓発活動中央委託要綱(平成9年4月法務大臣決定)に基づき、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)に対して、人権に関する啓発教材の作成、人権に関する情報・資料の収集提供、人権に関する講演会などの啓発事業を「人権啓発活動中央委託事業」として委託し実施するものである。その目的は、人権センターが人権啓発活動におけるナショナルセンターとしての役割等を発揮し、全国的な視点から一定水準の人権尊重思想の普及を確保することであるため、本件委託は継続して実施する必要がある。本委託費については、委託先である人権センターにおいて、積極的に一般競争入札を実施して経費の節減を図るとともに、第三者評価委員会による事業評価を行い、その検証結果を踏まえて事業を実施するなど、効率的・効果的に事業を実施している。	有
外務省	国際友好団体補助金	公益財団法人交流協会	1,368,526,000	一般会計	(目)国際友好団体補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公益財団法人交流協会は、台湾在留邦人等に対する便宜供与、並びに日台間の民間の貿易及び経済、技術交流等が支障なく維持・遂行されるよう必要な調査、適切な措置を講ずること等を行っており、右事業は同法人以外実施できない。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
外務省	難民等救援業務委託費	公益財団法人アジア福祉教育財団	469,279,000	一般会計	(目)政府開発援助難民等救援業務委託費	平成26年4月1日	公財	国所管	企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めている。	有
外務省	包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	公益財団法人日本国際問題研究所	176,992,000	一般会計	(目)包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	平成26年4月1日	公財	国所管	三年国債の二年目であるため、契約額の見直しを行った上で、平成25年度と同一法人と契約を行った。引き続き、業務内容等の精査に努め、適正な手続きを行う。	有
外務省	難民等定住支援事業委託費	公益財団法人アジア福祉教育財団	89,112,000	一般会計	(目)難民救援業務委託費	平成26年4月1日	公財	国所管	企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めている。	有
外務省	難民等定住支援事業委託費	公益財団法人アジア福祉教育財団	105,046,000	一般会計	(目)難民救援業務委託費	平成26年4月1日	公財	国所管	企画競争を実施し、企画競争審査員を外部有識者に依頼する等審査の透明性を高めている。	有
外務省	啓発宣伝事業等委託費	公益財団法人フォーリン・プレスセンター	233,285,000	一般会計	(目)啓発宣伝事業等委託費	平成26年4月1日	公財	国所管	事業・単価を見直し、総額として26年度予算については、対前年比▲3.0%とした。これまでの経験を踏まえ、より効果的な招へい・プレスツアー等事業の企画、取材協力を行い、今後とも高い事業効果が得られるよう努力する。	有
外務省	外交・安全保障調査研究事業費補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	53,739,701	一般会計	(目)外交・安全保障調査研究事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	企画審査を行った審査・評価委員会による活動内容の中間評価を行うなどして透明性を確保している。	有
外務省	外交・安全保障調査研究事業費補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	53,647,937	一般会計	(目)外交・安全保障調査研究事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	企画審査を行った審査・評価委員会による活動内容の中間評価を行うなどして透明性を確保している。	有
外務省	外交・安全保障調査研究事業費補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	53,415,639	一般会計	(目)外交・安全保障調査研究事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	企画審査を行った審査・評価委員会による活動内容の中間評価を行うなどして透明性を確保している。	有
外務省	外交・安全保障調査研究事業費補助金	公益財団法人日本国際問題研究所	53,282,475	一般会計	(目)外交・安全保障調査研究事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	企画審査を行った審査・評価委員会による活動内容の中間評価を行うなどして透明性を確保している。	有
外務省	北方領土対策事業補助金	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	36,003,000	一般会計	(目)北方領土対策事業費補助金	平成26年4月7日	公社	国所管	北方領土復帰期成同盟補助金交付要綱により引き続き適正な手続きを行う。(事業内容の精査等)	有
外務省	外交・安全保障調査研究事業費補助金	公益財団法人世界平和研究所	55,082,909	一般会計	(目)外交・安全保障調査研究事業費補助金	平成26年4月14日	公財	国所管	企画審査を行った審査・評価委員会による活動内容の中間評価を行うなどして透明性を確保している。	有
外務省	領土保全対策事業委託費	公益財団法人日本国際問題研究所	39,860,682	一般会計	(目)領土保全対策事業委託費	平成26年6月6日	公財	国所管	企画審査を外部審査員が行うなどして透明性を確保している。	無
外務省	領土保全対策事業委託費	公益財団法人日本国際問題研究所	40,082,877	一般会計	(目)領土保全対策事業委託費	平成26年6月6日	公財	国所管	企画審査を外部審査員が行うなどして透明性を確保している。	無

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
外務省	領土保全対策事業委託費	公益財団法人日本国際問題研究所	39,759,330	一般会計	(目)領土保全対策事業委託費	平成26年6月6日	公財	国所管	企画審査を外部審査員が行うなどして透明性を確保している。	無
外務省	日韓学術文化青少年交流基金拠出金	日韓学術文化青少年交流共同事業体日本側代表公益財団法人日韓文化交流基金	143,639,000	一般会計	(目)経済協力国際機関等拠出金	平成26年9月4日	公財	国所管	韓国側との共同事業体の日本側基金であるため、他の機関が請け負うことは困難。また、毎年事業内容を精査、検討した上、見直しをはかっている。平成26年度においても縮減している。	有
文部科学省	地域イノベーション戦略支援プログラム(国際競争力強化地域)	公益財団法人九州先端科学技術研究所	13,749,887	一般会計	(目)地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、5カ年の複数年事業を前提に公募を行い、外部有識者により構成される審査委員会での審査を経て事業者を選定の上実施しているものである。 なお、事業開始3年度目に当たる平成26年度に外部有識者による中間評価が実施され、継続すべき事業として承認されたことから、当初の計画通りに平成27年度以降も事業を継続するとともに、効率的な執行を努めているところである。 また、平成28年度には終了評価を実施する予定であり、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。	有
文部科学省	地域イノベーション戦略支援プログラム(国際競争力強化地域)	公益財団法人関西化学術研究都市推進機構	39,689,000	一般会計	(目)地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、5カ年の複数年事業を前提に公募を行い、外部有識者により構成される審査委員会での審査を経て事業者を選定の上実施しているものである。 なお、事業開始3年度目に当たる平成25年度に外部有識者による中間評価が実施され、継続すべき事業として承認されたことから、当初の計画通りに平成26年度以降も事業を継続するとともに、効率的な執行となるよう努めているところである。 また、当初の計画通り、平成27年度には終了評価を実施の上、事業を終了する予定である。	有
文部科学省	健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム	公益財団法人実験動物中央研究所	12,500,000	一般会計	(目)先導的創造科学技術開発費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	平成26年度限りの事業	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	公益財団法人日本オリンピック委員会	2,593,316,000	一般会計	(目)民間スポーツ振興費等補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、我が国のトップレベル競技者の育成・強化を図り、スポーツ振興に寄与することを目的に設立された公益財団法人日本オリンピック委員会に対し、事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国の国際競技力の向上に寄与するものである。</p> <p>各競技団体を統轄しトップアスリートの育成・強化を図り、日本選手団を組織しオリンピック等に派遣することができるのは、国際オリンピック委員会に承認された当法人のみであることから、今後も継続して当法人に対して補助を行う必要がある。</p> <p>なお、当補助金の交付に当たっては、スポーツ基本法第35条の定めにより、事前に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に諮っており、事業の効果的・効率的な実施について外部有識者に審議いただいているところである。</p> <p>また、上記の手続き等を通じて、本事業のうち「選手強化事業」にかかる経費については、平成27年度より独立行政法人日本スポーツ振興センターへの運営費交付金事業に一元化するといった見直しを実施したところであり、今後も同様の取組を行うことで、経費の精査を図る等、補助事業の適切な執行に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	日本体育協会補助	公益財団法人日本体育協会	497,589,000	一般会計	(目)民間スポーツ振興費等補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、我が国の国民スポーツの統一組織として設立された公益財団法人日本体育協会に対し、スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業の一部を補助し、もって、多様なスポーツ指導者の養成等を図ることで我が国のスポーツの振興に寄与するものである。</p> <p>当法人は、各中央競技団体を統括し多様なスポーツ指導者の養成に係る中心的役割を担っており、このような法人は他にないことから、今後も継続して当法人に対して補助を行う必要がある。</p> <p>なお、当補助金の交付に当たっては、スポーツ基本法第35条の定めにより、事前に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に諮っており、事業の効果的・効率的な実施について外部有識者に審議いただいているところである。</p> <p>また、補助事業の額の確定においては、本法人に対する実地検査等を実施し、経費の精査を行うことにより、効果的・効率的な支出となるよう牽制を図っているところである。</p> <p>今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	日本武道館補助	公益財団法人日本武道館	61,935,000	一般会計	(目)民間スポーツ振興費等補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、我が国伝統の武道を国民、特に青少年の間に普及奨励するとともに、武道の国際的普及振興を図り、国際友好親善に寄与することを目的に設立された公益財団法人日本武道館に対し、事業に必要な経費の一部を補助するものである。</p> <p>当法人は、我が国固有の文化である武道(各道、歴史)に精通しており、各武道団体間の調整を図りながら、総合的な武道振興の中心的役割を担っており、このような法人は他にないことから、今後も継続して当法人に対して補助を行う必要があるのである。</p> <p>なお、当補助金の交付に当たっては、スポーツ基本法第35条の定めにより、事前に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に諮っており、事業の効果的・効率的な実施について外部有識者に審議いただいているところである。</p> <p>また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有
文部科学省	アイヌ文化振興等事業	公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構	206,837,000	一般会計	(目)アイヌ文化振興等事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に規定されたアイヌ文化の振興や継承者の育成等の業務を補助するものであり、事業の実施主体は同法律により公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が指定されているところである。</p> <p>なお、補助事業の額の確定においては、当法人に対する実地検査等を実施し、経費の精査を行うことにより、効果的・効率的な支出となるよう牽制を図っているところである。</p> <p>今後も同様の取組を継続し、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段改善を要するものはないと判断している。</p>	有
文部科学省	文化財関係補助事業	公益財団法人徳川ミュージアム	13,381,000	一般会計	(目)国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、国指定等文化財の保存・伝承等に対して補助を実施するものであり、本事業を実施できるのは、文化財保護法により指定された文化財の所有者等である。</p> <p>また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有
文部科学省	文化財関係補助事業	公益財団法人徳川ミュージアム	40,766,000	一般会計	(目)国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、国指定等文化財の保存・伝承等に対して補助を実施するものであり、本事業を実施できるのは、文化財保護法により指定された文化財の所有者等である。</p> <p>また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	文化財関係補助事業	公益財団法人文楽協会	80,000,000	一般会計	(目)国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、国指定等文化財の保存・伝承等に対して補助を実施するものであり、本事業を実施できるのは、文化財保護法により指定された文化財の所有者等である。 また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。	有
文部科学省	文化財関係補助事業	公益財団法人元興寺文化財研究所	138,308,000	一般会計	(目)国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、国指定等文化財の保存・伝承等に対して補助を実施するものであり、本事業を実施できるのは、文化財保護法により指定された文化財の所有者等である。 また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。	有
文部科学省	文化財関係補助事業	公益財団法人徳川ミュージアム	226,876,000	東日本大震災復興特別会計	(目)国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、国指定等文化財の保存・伝承等に対して補助を実施するものであり、本事業を実施できるのは、文化財保護法により指定された文化財の所有者等である。 また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。	有
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	公益財団法人札幌市芸術文化財団	14,087,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う様々な事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し国民生活及び地域社会に寄与することを目的としている。 なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て交付先を決定することにより、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。 また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。 今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。	有
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	公益財団法人札幌市芸術文化財団	12,374,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う様々な事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し国民生活及び地域社会に寄与することを目的としている。 なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て交付先を決定することにより、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。 また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。 今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	公益財団法人山本能楽堂	13,010,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う様々な事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し国民生活及び地域社会に寄与することを目的としている。</p> <p>なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て交付先を決定することにより、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。</p> <p>また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団	30,420,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う様々な事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し国民生活及び地域社会に寄与することを目的としている。</p> <p>なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て交付先を決定することにより、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。</p> <p>また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業	公益財団法人日本舞台芸術振興会	11,017,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本事業は、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う様々な事業を総合的に支援することで、劇場・音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し国民生活及び地域社会に寄与することを目的としている。</p> <p>なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て交付先を決定することにより、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。</p> <p>また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	文化交流団体補助	公益財団法人交流協会	638,468,000	一般会計	(目)文化交流団体補助金	平成26年4月10日	公財	国所管	<p>本事業は、国交が断絶した台湾からの留学生に対する奨学援助を行うことで日台間留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、相互理解と友好親善の増進を図ることを目的としている。</p> <p>当補助金の交付先については、日台間の従来の関係を維持するために設立された公益財団法人交流協会を交付要綱において指定しているものである。</p> <p>なお、補助事業の額の確定においては、当法人に対する実地検査を実施し、経費の精査を行うことにより、効果的・効率的な支出となるよう牽制を図っているところである。</p> <p>今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有
文部科学省	国際芸術交流支援事業	公益財団法人日本舞台芸術振興会	61,422,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年4月25日	公財	国所管	<p>本事業は、我が国のプロフェッショナルな芸術団体が行う、海外公演、国際共同制作公演及び国内で開催する舞台芸術国際フェスティバルを支援することにより、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国のプレゼンスを高め、「文化芸術立国」の推進に資することを目的としている。</p> <p>なお、当補助金の交付先の選定に当たっては公募を行い、外部有識者による審査を経て決定しており、競争性、公平性及び透明性を確保しているところである。</p> <p>また、平成26年度においては、公募期間を延長することにより、競争性の更なる向上を図ったところである。</p> <p>今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	日本学校保健会補助	公益財団法人日本学校保健会	45,102,000	一般会計	(目)健康教育振興事業費補助金	平成26年5月29日	公財	国所管	<p>本事業は、児童生徒の健康に関する現代的課題等へ対応するため、学校保健にかかる重要問題に関する調査・研究等を実施し、もって我が国の学校保健を推進するため、学校保健のセンター的機関として設立された公益財団法人日本学校保健会に対し、事業に必要な経費の一部を補助するものである。</p> <p>当法人は、加盟する都道府県学校保健会等から情報入手を行い、実態を踏まえたより実践的な成果を効率的に普及するなど、その機能を十分に発揮し、関係資料の作成や効果的指導方法の調査研究はもとより、関連情報の充実を図り、国の学校保健の情報センターとしての役割を担っており、このような法人は他にはないことから、学校保健の振興を図るため、今後も継続して当法人に対して補助を行う必要がある。</p> <p>なお、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	国際文化交流促進費(高校生国際交流促進費)補助金	公益財団法人YFU日本国際交流財団	21,947,000	一般会計	(目)国際文化交流促進費補助金	平成26年6月4日	公財	国所管	<p>本事業は、学校教育における国際交流を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子供たちに国際的な視野を持たせること等を目的に実施しているものである。</p> <p>なお、本事業の交付先については、平成25年度から公募を実施の上、外部有識者による審査を経て選定する方式に移行しており、競争性、公平性及び透明性を向上させたところである。</p> <p>また、平成26年度においては、公募期間を延長することで、競争性の更なる向上を図ったところである。</p> <p>今後も同様の取組を行うことで、競争性、公平性及び透明性の確保に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	国際文化交流促進費補助金(海外子女教育振興事業費)	公益財団法人海外子女教育振興財団	78,407,000	一般会計	(目)国際文化交流促進費補助金	平成26年6月24日	公財	国所管	<p>本事業は、在外教育施設における教材整備の充実や海外子女に対する通信教育の実施など、海外子女及び在外教育施設に必要な教育支援を図ることを目的としている。</p> <p>当補助金の交付先については、海外子女・帰国子女教育の振興のため設立された公益財団法人海外子女教育振興財団を交付要綱において指定しているものである。</p> <p>なお、本事業については、平成27年度当初予算において通信教育事業費の単価の縮減といった見直しを実施したところである。</p> <p>また、補助事業の額の確定においては、当法人に対する実地検査を実施し、経費の精査を行うことにより、効果的・効率的な支出となるよう牽制を図っているところである。</p> <p>今後も事業の効率化を目指し、積算単価を再検証するなど、補助事業の適切な執行に努めることとしている。</p>	有
文部科学省	国際芸術フェスティバル支援事業	公益財団法人ユニジャパン	70,000,000	一般会計	(目)文化芸術振興費補助金	平成26年7月7日	公財	国所管	<p>本事業は、東京国際映画祭の運営を支援し、もって国際交流の促進とわが国の映像文化の発展に寄与することを目的としている。</p> <p>なお、当補助金の交付先については、同映画祭の主催者である公益財団法人ユニジャパンを交付要綱において指定している。</p> <p>また、本事業については、これまで不断に経費の精査を図ってきたところであり、今後も同様の取組を行うことで、補助事業の適切な執行に努めることとしており、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	特定先端大型研究施設利用促進交付金事業	公益財団法人高輝度光科学研究センター	1,450,934,000 (増額交付決定後の金額。 当初交付決定額は 1,386,284,000)	一般会計	(目)特定先端大型研究施設利用促進交付金	平成27年2月4日 (上記は増額交付決定日、当初交付決定日は平成26年4月1日)	公財	国所管	<p>本事業は、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づき、特定放射光施設(大型放射光施設(SPring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA))の利用促進業務を行う「登録施設利用促進機関」に登録されている公益財団法人高輝度光科学研究センターに対して、事業の実施に必要な経費を交付しているものである。</p> <p>本事業の交付先については、上記法律に定められた要件を満たし「登録施設利用促進機関」に登録された者の中から選定する制度となっており、公益法人に限定されておらず、公平性・透明性を確保しているところである。(なお、平成27年度当初までにおいて、特定放射光施設の「登録施設利用促進機関」に登録されているのは同法人のみとなっている。)</p> <p>また、平成23年度以降、SPring-8及びSACLAの利用促進業務を一体的に行う等、事業の効果的・効率的な実施を図っていることから、現段階で特段見直しを要する内容はないと判断している。</p>	有
厚生労働省	労災診療被災労働者援護事業費補助金	公益財団法人労災保険情報センター	2,891,581,000	労働保険特別会計 (労災勘定)	(項)社会復帰促進等事業費 (目)身体障害者等福祉対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	<p>本補助金は、労災指定医療機関において被災労働者への診療に要した費用が国から当該医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額を無利子で貸付を行う事業について、補助を行っているものである。</p> <p>補助対象機関は、労災保険指定医療機関と個別に貸付契約を締結しているところであり、補助対象機関が変更される場合には、利用者たる医療機関において、その都度、従前発生しなかった新規の契約事務が生じ、債権債務関係が複雑化することとなる。</p> <p>このように事務的負担を強いることとなれば、指定医療機関が貸付契約の締結を行わず、ひいては労災指定を辞退をする医療機関が増大するおそれがある。また、これにより、被災労働者が診療費を負担することなく、十分な診療を受けるといふ政策目的を達成することが出来なくなる恐れが生ずるなど、制度の運営に甚大な支障をきたすことから、補助対象機関を競争的に選定することはしない。</p> <p>なお、平成22年度の省内事業仕分けによる改革案に基づき、業務の集中化を図ったところであり、事務費については、平成23年度に△1億円、平成24年度に△2億円、平成25年度に△0.2億円、平成26年度に△0.1億円を削減した。</p> <p>今後も、適正な予算措置を図っていくこととしている。</p>	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	産業医学助成費補助金	公益財団法人産業医学振興財団	5,010,447,000	労働保険特別会計 (労災勘定)	(項)労働安全衛生対策費 (目)産業医学助成費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	産業医学助成費補助金は、補助対象機関が実施する産業医科大学に対する運営費の助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供のために支出する経費である。 過重労働による過労死・過労自殺が深刻化している状況の中で、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」となる産業医の活動が強く求められ、メンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が必要である。 このため、産業医の養成、産業医学の水準の向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や産業医への研修、産業医学情報の提供に対する助成を通じ、質の高い産業医を育成していくことが重要となるため、本補助金を廃止することはできない。 また、現在の補助対象機関は、産業医の資格取得や産業医の資質向上のための研修のノウハウを有し、国内外の産業医学情報の提供を行う等、我が国の産業医学水準の向上を図る事業を行い得る唯一の機関であることから競争的な選定を行うことは困難である。	有
厚生労働省	産業雇用安定センター補助金	公益財団法人産業雇用安定センター	2,818,119,000	労働保険特別会計 (雇用勘定)	(項)地域雇用機会創出等対策費 (目)産業雇用安定センター補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	円滑な労働移動を推進するため、出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供を行い、そのマッチングに向けた相談・援助等を行う事業に対して、補助を行っている。 本事業の実施にあたっては、相対的に安いコストで高いマッチング率を維持しており、効率的に事業を実施し、適正な執行に努めている。 なお、日本再興戦略において失業なき労働移動の実現が掲げられており、企業間の出向・移籍のあっせんを適確に実施する必要がある。	有
厚生労働省	放射線影響研究所補助金	公益財団法人放射線影響研究所	1,935,566,000	一般会計	(項)原爆被爆者等援護対策費 (目)放射線影響研究所補助金	平成26年4月25日	公財	国所管	当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助し、原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与することを目的としている。そのため、今後も支出を続けていく必要がある。	有
厚生労働省	難病情報センター事業費補助金	公益財団法人難病医学研究財	42,325,000	一般会計	(項)特定疾患等対策費 (目)難病等情報提供事業費補助金	平成26年5月15日	公財	国所管	難病患者及びその家族をはじめとする全ての国民に、正しい情報を統一的に的確・迅速に提供する必要がある。また難病という特殊な分野の情報を確かつ迅速に更新するためには、難病に関する専門的な知識・知見等の蓄積や難病に関する研究者との密接な関係(ネットワーク)が必要であり、民間・自治体での運用は不可であり、当財団での運用が適している。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【厚生労働科学特別研究経費】	公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団	18,728,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年5月15日	公財	国所管	当事業は国立試験研究機関等の研究者がなした発明のうち、国が継承することのできる発明について、その権利を国から譲り受けて、特許出願、権利化、維持及び管理を行い、また、企業への特許の譲渡により得た利益を国立試験研究機関等に還元するものであり、重要である。厚生労働大臣認定TLOを所有する唯一の機関であるため、引き続き事業を実施することが適当である。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【食品の安全確保推進研究推進事業】	公益社団法人日本食品衛生学会	11,874,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年5月16日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	介護労働者雇用改善援助事業等交付金(安定事業)	公益財団法人介護労働安定センター	383,745,000	労働保険特別会計 (雇用助定)	(項)地域雇用機会創出等対策費  (目)介護労働者雇用改善援助事業等交付金	平成26年5月16日	公財	国所管	介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会の議論を踏まえ、交付金用途の特化・重点化等の取組方針に基づき事業を引き続き実施するとともに、26年度については、運営の効率化により予算額を縮減した。また、雇用管理改善等相談援助事業を受けた事業所における離職率は12.2%と目標を上回っており適正に執行されている。	有
厚生労働省	介護労働者雇用改善援助事業等交付金(安定事業)	公益財団法人介護労働安定センター	251,427,000	労働保険特別会計 (雇用助定)	(項)職業能力開発強化費  (目)介護労働者雇用改善援助事業等交付金	平成26年5月16日	公財	国所管	介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会の議論を踏まえ、交付金用途の特化・重点化等の取組方針に基づき事業を引き続き実施するとともに、26年度については、運営の効率化により予算額を縮減した。また、雇用管理改善等相談援助事業を受けた事業所における離職率は12.2%と目標を上回っており適正に執行されている。	有
厚生労働省	介護労働者雇用改善援助事業等交付金(能開事業)	公益財団法人介護労働安定センター	1,124,894,000	労働保険特別会計 (雇用助定)	(項)職業能力開発強化費  (目)介護労働者雇用改善援助事業等交付金	平成26年5月16日	公財	国所管	介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会の議論を踏まえ、交付金用途の特化・重点化等の取組方針に基づき事業を引き続き実施するとともに、26年度については、運営の効率化により予算額を縮減した。また、介護労働講習修了後の就職率は92.6%と目標を上回っており適正に執行されている。	有
厚生労働省	肝炎ウイルスに関する相談事業等委託費	公益財団法人ウイルス肝炎研究財団	27,792,000	一般会計	(項)感染症対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年5月22日	公財	国所管	本事業は肝炎対策基本指針の中に規定されている肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実等を図るために必要な事業であり、肝炎ウイルスに関する専門的な相談等に応じるため、高度な相談機能を有する当財団に委託することは効率的な手段と考える。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【肝炎等克服実用化研究推進事業】	公益財団法人ウイルス肝炎研究財団	45,450,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年5月23日	公財	国所管	本事業は国内の肝炎研究を推進し、その研究成果を広く国民に周知するために必要な事業であり、国内の肝炎研究及び研究者の詳細な情報を蓄積し、肝炎に関する最新の医学的知見及び肝炎患者の心情に対する深い見識を有している当財団が事業を実施することは効率的な手段と考える。(平成26年度で事業終了。)	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	結核研究所補助金	公益財団法人結核予防会	403,759,000	一般会計	(項)感染症対策費 (目)結核研究所補助金	平成26年6月6日	公財	国所管	結核に関する研究については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1項により国等が推進するものとされている。 結核予防会結核研究所は、我が国唯一の結核専門の研究機関として専門的な知識・経験を蓄積しており、当該法人を介して実施すること以外に、結核に関する研究の推進を図ることは不可能である。	有
厚生労働省	政府開発援助結核研究所補助金	公益財団法人結核予防会	16,304,000	一般会計	(項)感染症対策費 (目)政府開発援助結核研究所補助金	平成26年6月6日	公財	国所管	結核に関する国際的な協力については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条3項により、国等が取り組むこととされている。 結核予防会結核研究所は、我が国唯一の結核専門の研究機関として専門的な知識・経験を蓄積しており、当該法人を介して実施すること以外に、結核に関しての国際協力の確保を図ることは不可能である。	有
厚生労働省	児童館巡回支援活動等事業費等補助金	公益財団法人児童育成協会	342,773,000	年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	(項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費補助金	平成26年6月11日	公財	国所管	(事業の廃止)本事業については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現在の支出の根拠である児童手当法第29条の2の規定で廃止されるが、平成27年4月の新制度の施行する方針の下取り組んでいることから、平成26年度限りで廃止することとしたため。	有
厚生労働省	薬局医療安全対策推進事業費補助金	公益財団法人日本医療機能評価機構	38,709,000	一般会計	(項)医薬品適正使用推進費 (目)医療施設運営費等補助金	平成26年6月18日	公財	国所管	本事業は、調剤を行う薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保に資することを目的とし、必要不可欠な事業である。 また、本事業は、公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われているところであるが、昨年度より応募期間を長く確保することにより、競争性を高めることができた。	有
厚生労働省	血液確保事業等補助金(エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業費)	公益財団法人友愛福祉財団	487,446,000	一般会計	(項)血液製剤対策費 (目)血液確保事業等補助金	平成26年6月18日	公財	国所管	本財団は、昭和63年、HIV事件を契機とし、血液製剤によるHIV感染者の救済を担う組織として設立され、平成8年3月の和解確認書に基づき、製薬会社からの拠出金及び国の補助金をあわせ、事業を実施しているため、当該法人以外で事業を実施することは困難である。	有
厚生労働省	医薬品等健康被害対策事業費補助金	公益財団法人友愛福祉財団	115,649,000	一般会計	(項)医薬品安全対策等推進費 (目)医薬品等健康被害対策事業費補助金	平成26年6月18日	公財	国所管	本財団は、昭和63年、HIV事件を契機とし、血液製剤によるHIV感染者の救済を担う組織として設立され、平成8年9月の定期大臣協議を踏まえ、当該事業も救済事業として国の補助金で事業を実施しているため、当該法人以外で事業を実施することは困難である。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【長寿科学総合研究推進事業】	公益財団法人長寿科学振興財団	12,000,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年6月18日	公財	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【認知症対策総合研究推進事業費】	公益財団法人長寿科学振興財団	13,000,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年6月18日	公財	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	予防接種対策費補助金	公益財団法人予防接種リサーチセンター	37,982,000	一般会計	(項)感染症対策費 (目)予防接種対策費補助金	平成26年6月19日	公財	国所管	本事業は、予防接種法第22条に基づき、予防接種による健康被害者及び家族(以下、「健康被害者等」という。)を対象とした保健相談事業を行っており、健康被害者等を支援するために必要な支出である。また、支出先である公益財団法人予防接種リサーチセンターは、事業開始年度から健康被害者等への相談支援活動を行っており、その豊富なノウハウや健康被害者等との信頼関係の醸成や事業の継続性等を考慮すると最適な法人である。 また、業務の性質上入札等一般的な方法によって競争性の向上を図ることは馴染まないものの、効率的・効果的な支出については旅費や諸謝金等の縮減を図るなど、経費節減に一層努めているところである。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【がん対策推進総合研究推進事業】	公益財団法人日本対がん協会	21,184,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年6月19日	公財	国所管	一般の国民及び研究者等を対象とした研究成果等の普及啓発を行い国民の理解の増進と関心の喚起やがん医療水準の均てん化等を行う本事業の実施は必要である。 また、当該法人は国内外の研究機関及び研究者との緊密なネットワークがあり、事業実施に関するノウハウを有していることから、効率性の観点から引き続き事業を実施させることが最も適当であると考え。 なお、平成27年度は事業内容の見直し等により補助金を15,000千円に削減した(対前年度△6,184千円)。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究推進事業】	公益財団法人循環器病研究振興財団	10,729,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年6月19日	公財	国所管	若手研究者を研究に参画させ、将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成することや一般の国民及び研究者等を対象とした研究成果等の普及啓発を行い国民の理解の増進と関心の喚起を行う本事業の実施は必要である。 また、当該法人は国内外の研究機関及び研究者との緊密なネットワークがあり、事業実施に関するノウハウを有していることから、効率性の観点から引き続き事業を実施させることが最も適当であると考え。 なお、平成27年度は事業内容の見直し等により補助金を8,550千円に削減した(対前年度△2,179千円)。	有
厚生労働省	セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)	公益社団法人日本社会福祉士会	14,850,000	一般会計	(項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	平成26年6月20日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)	公益財団法人人権教育啓発推進センター	15,637,000	一般会計	(項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	平成26年6月20日	公財	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金【エイズ対策研究推進事業】	公益財団法人エイズ予防財団	220,000,000	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成26年6月27日	公財	国所管	本事業は国内のエイズ研究を推進し、その研究成果を広く国民に周知するために必要な事業であり、国内のエイズ研究及び研究者の詳細な情報を蓄積し、エイズに関する最新の医学的知見及びエイズ患者の心情に対する深い見識を有している当財団が事業を実施することは効率的な手段と考える。	有
厚生労働省	船員雇用促進対策事業費補助金	公益財団法人日本船員雇用促進センター	92,364,000	労働保険特別会計 (雇用勘定)	(項)地域雇用機会創出等対策費 (目)船員雇用促進対策事業費補助金	平成26年7月2日	公財	国所管	平成26年度においては、ほぼ当初の見込み通りに訓練を実施し、雇用船員の知識又は技能の習得等を図ることができた。また、事業内容を精査し、平成27年度予算においては、技能訓練費を見直す等、効率的な執行に努めている。	有
厚生労働省	平成26年度アジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金	公益財団法人国際労働財団	41,994,000	一般会計	(項)国際協力費 (目)政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	平成26年7月7日	公財	国所管	行政事業レビューシート作成時にも見直しを行ったが、以後も同様に支出を行うことが妥当と判断した。  (事業の必要性)各種国際会議において、社会セーフティネットの重要性が指摘されていることから、必要度は高い。  (支出先の妥当性)本事業は、国際労使ネットワークを通じた活動が可能であること、開発途上国における支援事業の経験及び実績があることなどが必要であり、これらの要件を満たす支出先を公募方式(企画競争)により選定している。  (27年度の執行状況)平成27年6月29日に(公財)国際労働財団に対し交付決定を行った。  (28年度概算要求の状況) 事業内容の見直し等を実施した。なお、事業実施対象地区の増加により、54,220千円(27年度比112.2%)の額で要求。	有
厚生労働省	外国人看護師就労研修導入・指導事業	公益社団法人国際厚生事業団	60,970,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月25日	公社	国所管	インドネシア、フィリピン、ベトナムとの二国間協定等により、相手国側からの送り出し調整機関と日本側の受入調整機関は各々一つに限ることとされ、日本側機関は公益社団法人国際厚生事業団となっており、本事業については同法人が実施することが効率的・効果的である。 また、同協定に基づき、政府の責任において適正な候補者受入を行う必要があることから、本事業の支出は必要性がある。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	外国人看護師候補者学習支援事業	公益社団法人国際厚生事業団	103,391,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月25日	公社	国所管	当事業は経済連携協定に基づき受け入れられている外国人看護師候補者の支援にあたり必要不可欠な事業である。また、事業者の選定にあたっては、公募により選定を行っている。	有
厚生労働省	外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費(外国人介護福祉士候補者学習支援事業)	公益社団法人国際厚生事業団	100,020,000	一般会計	(項)社会福祉諸費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月25日	公社	国所管	本事業は経済連携協定(EPA)などに基づく二国間の経済連携の強化に資するものであるため、必要性がある。事業実施団体は公募により決定しており、競争性が確保されている。	有
厚生労働省	外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費(外国人看護師・介護福祉士受入支援事業)	公益社団法人国際厚生事業団	69,873,000	一般会計	(項)社会福祉諸費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月25日	公社	国所管	インドネシア、フィリピン、ベトナムとの二国間協定等により、相手国側からの送り出し調整機関と日本側の受入調整機関は各々一つに限ることとされ、日本側機関は公益社団法人国際厚生事業団となっており、本事業については同法人が実施することが効率的・効果的である。 また、同協定に基づき、政府の責任において適正な候補者受入を行う必要があることから、本事業の支出は必要性がある。	有
厚生労働省	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業	公益社団法人国際厚生事業団	54,000,000	一般会計	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月26日	公社	国所管	インドネシア及びフィリピンとの二国間協定、またベトナムとの間の交換公文により、相手国側からの送り出し調整機関と日本側の受入調整機関は各々一つに限ることとされ、日本側機関は公益社団法人国際厚生事業団となっており、本事業については同法人が実施することが効率的・効果的である。 また、同協定等に基づき、政府の責任において適正な候補者受入を行う必要があることから、本事業の支出は必要性がある。	有
厚生労働省	セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)	公益社団法人日本社会福祉士会	12,750,000	一般会計	(項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	平成26年7月28日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)	公益社団法人国際厚生事業団	11,477,000	一般会計	(項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	平成26年7月28日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	地域保健活動普及等委託費	公益社団法人日本看護協会	26,953,000	一般会計	(項)地域保健対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年7月31日	公社	国所管	地域における保健活動の需要の多様化に対応していくためには、事業実施は必要である。 また、(公社)日本看護協会は、保健指導技術向上のための研究や学習教材開発等を行ってきた実績や専門性を要することから、該当団体が最も効果的に本事業を実施することができる。	有
厚生労働省	死体検案講習会事業	公益社団法人日本医師会	23,828,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年8月5日	公社	国所管	「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の施行に伴い法医学的医師知識を持った医師のスクリーニングが必要である。 日本医師会は都道府県医師会、郡市医師会のネットワークを活かして事業を展開することができる団体である。また、日本医師会に委託後は講習会の開催数及び受講者数ともに増加している。 そのため、本事業を効果的に実施する主体として、日本医師会は最適な団体である。	有
厚生労働省	ベビーシッター研修事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス協会	33,839,000	年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	(項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費補助金	平成26年8月18日	公社	国所管	(事業の廃止)本事業については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現在の支出の根拠である児童手当法第29条の2の規定で廃止されるが、平成27年4月の新制度の施行する方針の下取り組んでいることから、平成26年度限りで廃止することとしたため。	有
厚生労働省	管理栄養士専門分野別人材育成事業	公益社団法人日本栄養士会	20,431,000	一般会計	(項)健康増進対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年8月18日	公社	国所管	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施及び在宅療養者・居宅介護者等に対する食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成することが必要である。(公社)日本栄養士会は、栄養に関する高い専門的技術を有する職能団体であり、管理栄養士の資質向上のための研修育成事業等を行ってきた実績を有することから、該当団体が最も効果的に本事業を実施することができる。平成27年度においても継続。(予算 20,410,000円)	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	高度情報通信等福祉事業費補助金(日本障害者リハビリテーション協会分)	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	79,479,000	一般会計	(項)障害保健福祉費 (目)身体障害者福祉費補助金	平成26年8月18日	公財	国所管	この補助金は、国内外の障害保健福祉関連情報の収集・調査・研究・データベース構築及び障害者情報ネットワークの運営等を行うものであり、障害者の情報バリアフリー化を一層促進し、社会参加を促進するために必要な経費である。当協会は、国際リハビリテーション協会(RI)における日本事務局として、国際関係団体との窓口であるとともに、国内で唯一の各障害者団体のとりまとめ役としての事務局を担っている。そのため、国内外の全障害分野に関する情報を提供可能であり、当協会が運営するウェブサイトは、視覚障害者、盲ろう者に配慮し、音声読み上げ、点字ペンディスプレイ出力、拡大文字表示が可能となっている。国内外の全障害分野の情報収集が行え、視覚障害者等に配慮したウェブコンテンツを開発している法人はないため、他の団体に委託した場合、これら事業の継続性が損なわれるものである。以上から、本補助金の継続は妥当である。	有
厚生労働省	女性医師支援センター事業	公益社団法人日本医師会	164,632,000	一般会計	(項)医療従事者等確保対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年8月20日	公社	国所管	近年の医師不足を解消するためには女性医師の離職防止・再就業の推進が非常に重要である。日本医師会は全国に16.6万人(全医師の約6割)の会員を持ち、そのスケールメリット及び都道府県医師会、郡市医師会のネットワークを活かして事業を展開することができる団体である。そのため、本事業を効果的に実施する主体として、日本医師会は最適な団体である。	有
厚生労働省	医療関係者研修費等補助金(中央ナースセンター事業)	公益社団法人日本看護協会	332,788,000	一般会計	(項)医療従事者等確保対策費 (目)医療関係者研修費等補助金	平成26年8月20日	公社	国所管	当事業は「看護師等の人材確保の促進に関する法律」において国が財政上の措置を行うこととされている看護師確保のための施策であり重要である。また、日本看護協会は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき中央ナースセンターに指定されている唯一の法人であり、都道府県ナースセンターの活動・支援、統括を効果的・効率的に行うことができるため、同法人が事業を実施することは適当である。	有
厚生労働省	医療施設運営費等補助金(医療事故情報収集等事業)	公益財団法人日本医療機能評価機構	82,298,000	一般会計	(項)医療安全確保推進費 (目)医療施設運営費等補助金	平成26年8月20日	公財	国所管	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関から収集した事故情報を分析し、情報提供する事業であり、医療法施行規則に定める登録分析機関である当該公益法人以外に事業を行うものはない。 医療安全を推進するためには、今後ともこの事業を継続する必要があるが、事業内容の精査など、効率的な事業運営となるよう見直しを行った。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	医療施設運営費等補助金 (産科医療補償制度運営事業)	公益財団法人日本医療機能 評価機構	73,042,000	一般会計	(項)医療安全確保推進費 (目)医療施設運営費等補助金	平成26年8月20日	公財	国所管	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児について、事故の原因分析や再発防止策の提言などを行う事業であり、制度開始時から事業を実施している当該公益法人以外に事業を行うものはない。 医療安全を推進するためには、今後ともこの事業を継続する必要があるが、経費の縮減など、効率的な事業運営となるよう見直しを行った。	有
厚生労働省	中毒情報基盤整備事業費補助金	公益財団法人日本中毒情報 センター	14,995,000	一般会計	(項)医療提供体制確保対策費 (目)中毒情報基盤整備事業費 補助金	平成26年8月21日	公財	国所管	当該事業は、新規化学物質や薬物、殺虫剤・化粧品等の新製品について、年間約4万4千件の薬物中毒に関するデータを登録するとともに、年間4万件以上の国民・医療機関等からの電話相談に対応しており、薬物中毒の発生の予防や発生時における迅速かつ適切な対応を行うために重要な役割を担っている。薬物中毒発生時等における被害を最小限に抑えるためには、多種多様化の進む医薬品・化学製品等について、常に最新の薬物中毒や対処方法等の情報を網羅し、国民や医療従事者に提供する体制を維持していかなければならない。このため、当該事業については、今後も継続していく必要がある。 当該事業を実施する公益財団法人中毒情報センターについては、化学物質等の成分によって起こる急性期中毒について、広く一般国民に対する啓発、情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的として設立された薬物中毒に係る専門機関であり、昭和61年の設立時より実施している。 薬物中毒等の発生時においては、蓄積された豊富なデータとノウハウに基づく、迅速かつ適切な対応を図らなければ、国民の健康に著しい被害を及ぼす恐れがあることから、薬物中毒等に関する専門的機関である当該法人以外の者が実施する事は適当でない。	有
厚生労働省	臨床研修費等補助金(医師分)	公益社団法人地域医療振興 協会	14,785,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策 費 (目)臨床研修費等補助金	平成26年8月26日	公社	国所管	本事業については、他の主体においても実施されているところであり、適切な指導体制のもと行われている医師臨床研修であれば、継続的に実施させることが必要である。今後も引き続き、実施主体における医師臨床研修の指導体制等の状況を踏まえながら、事業を実施することとし、研修の質の維持等に努めていく。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なしの意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	視覚障害者用図書事業等委託費	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	102,834,000	一般会計	(項)障害保健福祉費 (目)身体障害者福祉促進事業委託費	平成26年9月1日	公財	国所管	当該協会は、国内の主要な障害関係団体により結成された組織の事務局であり、国際的に活動する民間団体の取りまとめ役としての活動を行っており、国内外の障害者施策や障害当事者との密接なネットワークも既に構築されている。 なお、このようなネットワークやノウハウを持った団体は他にないのが現状であり、他の団体に委託した場合、新たなネットワークの構築等が必要となることから、事業の継続性が損なわれるものである。 本事業は、全国の身体障害者福祉センター(身体障害者の相談に応じ、教養の向上やレクリエーション等の便宜を提供する施設。)の運営を支援するために困難事例についての相談や職員研修等を行うものであり、全国の身体障害者福祉センターのサービス水準の確保を図る上で必要な事業である。 以上から、本委託費の継続は妥当である。	有
厚生労働省	医療関係者研修費等補助金(薬剤師生涯教育推進事業)	公益社団法人日本薬剤師会	14,978,000	一般会計	(項)医薬品適正使用推進費 (目)医療関係者研修費等補助金	平成26年9月4日	公社	国所管	本事業は、病院や地域におけるチーム医療に貢献する薬剤師を養成することにより、より良い医療を患者に提供することを目的としており、必要不可欠な事業である。 また、本事業は、公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われているところであるが、事業内容を精査する等によりさらに競争性を高めることとする。	有
厚生労働省	臨床研修費等補助金(医師分)	公益財団法人田附興風会	14,547,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策費 (目)臨床研修費等補助金	平成26年9月11日	公財	国所管	本事業については、他の主体においても実施されているところであり、適切な指導体制のもと行われている医師臨床研修であれば、継続的に実施させることが必要である。今後も引き続き、実施主体における医師臨床研修の指導体制等の状況を踏まえながら、事業を実施することし、研修の質の維持等に努めていく。	有
厚生労働省	臨床研修費等補助金(医師分)	公益財団法人天理よろづ相談所	15,196,000	一般会計	(項)医療従事者資質向上対策費 (目)臨床研修費等補助金	平成26年9月11日	公財	国所管	本事業については、他の主体においても実施されているところであり、適切な指導体制のもと行われている医師臨床研修であれば、継続的に実施させることが必要である。今後も引き続き、実施主体における医師臨床研修の指導体制等の状況を踏まえながら、事業を実施することし、研修の質の維持等に努めていく。	有
厚生労働省	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(公益社団法人国民健康保険中央会が実施する事業分)(平成25年度からの繰越分)	公益社団法人国民健康保険中央会	917,558,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 227,324,000。 増額交付決定額は、 690,234,000。)	一般会計	(項)医療保険給付諸費 (目)高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	平成26年9月29日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年8月15日)	公社	国所管	当該事業については、平成25年度の補正で予算措置し交付をしたが、一部、年度内実施が困難となった事業については、平成26年度に繰り越しているため、平成26年度に終了。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
厚生労働省	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(70歳代前半の被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置の段階的見直しに伴うシステム改修事業分)(高額療養費見直しに伴うシステム改修事業(国保分))((平成25年度からの繰越分)	公益社団法人国民健康保険中央会	979,060,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 359,541,000。 増額交付決定額は、 619,519,000。)	一般会計	(項)医療保険給付諸費 (目)高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	平成26年9月30日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年6月30日)	公社	国所管	当該事業については、平成25年度に補正予算で予算措置したが年度内実施が困難となったため、平成26年度に繰越したものであり、平成26年度をもって事業は終了。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	38,397,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全国有料老人ホーム協会	13,191,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全国老人福祉施設協議会	21,978,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全国老人保健施設協会	48,120,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全日本病院協会	12,736,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人日本介護福祉士会	21,696,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人日本認知症グループホーム協会	11,470,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益財団法人日本訪問看護財団	15,804,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公財	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人日本理学療法士協会	20,396,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年10月2日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	生活衛生関係営業対策事業費補助金	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	247,242,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 243,942,000。 増額交付決定額は、 3,300,000)	一般会計	(項)生活衛生対策費 (目)生活衛生関係営業対策事業費補助金	平成26年10月9日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年9月9日)	公財	国所管	本事業については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)第63条第2項に基づく、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するために必要なものであり、支出そのものについて必要性がある。 実施主体については、生衛法第57条の9で指定された全国生活衛生営業指導センターが行うことになっているため、補助先を競争的な選定とすることにはなじまない。 なお、全国生活衛生営業指導センターの指定にあたっては、同法施行規則第20条の2の基準に基づき、決定されているところである。	有
厚生労働省	臓器移植対策事業費補助金	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	570,489,000	一般会計	(項)移植医療推進費 (目)移植対策事業費補助金	平成26年10月17日	公社	国所管	移植医療は、移植機会の公平性を確保しつつ、効果的・効率的に実施するため、患者と提供者(ドナー)を結ぶあつせん機関が必要不可欠である。 臓器移植のあつせんを行うためには、臓器の移植に関する法律第12条に基づく厚生労働大臣の許可が必要であり、日本臓器移植ネットワークは、当該許可を受けた国内唯一のあつせん機関として、公平で効果的・効率的なあつせん業務を実施しており、臓器移植対策事業費補助金はその交付要綱において、日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植対策事業のみを交付の対象としている。	有
厚生労働省	遺骨収集帰還等派遣費補助金	公益財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会	13,501,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 744,000。 第1回増額交付決定額は、 5,201,000。 第2回増額交付決定額は、 7,556,000。)	一般会計	(項)戦没者慰霊事業費 (目)遺骨収集帰還等派遣費補助金	平成26年11月21日 (第2回増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年5月22日。 第1回増額交付決定日は、 平成26年6月19日。)	公財	国所管	戦没者遺骨収集帰還事業をさらに促進するため、従来の補助金事業を廃止し、平成28年度より民間団体等に対する委託事業とした。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	平成26年度医科歯科連携事業委託費	公益社団法人日本歯科医師会	15,692,000	一般会計	(項)健康増進対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年12月11日	公社	国所管	当事業は、医科歯科連携による口腔ケアの推進が掲げられていることを踏まえ、がん患者が口腔治療を地域で安全・安心に受けられるよう、医科と歯科の連携体制を構築し、歯科医師を対象とした均てん化講習会を開催するものであり、医科や歯科の学会と連携しており、歯科医師の全国的なネットワークを有する当法人が事業を実施することが適当であると考えます。	有
厚生労働省	衛生関係指導者養成等委託費(精神保健福祉士養成担当職員研修事業)	公益社団法人日本精神保健福祉士協会	13,526,000	一般会計	(項)障害保健福祉費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年12月16日	公社	国所管	本事業は公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。(26年度で事業終了。)	有
厚生労働省	平成26年度がん医療に携わる看護研修事業委託費	公益社団法人日本看護協会	21,068,000	一般会計	(項)健康増進対策費 (目)衛生関係指導者養成等委託費	平成26年12月25日	公社	国所管	当事業は、がん医療に携わる看護師ががん看護に関する知識等を身につけることができるよう、より効果的に研修を実施できるための方法について検討を行い、教材等を作成し、がん医療に携わる看護師に対して指導者研修会を実施するものであり、看護師の全国的なネットワークを有し、研修に関する知見も豊富な当団体が事業を実施することが適当であると考えます。	有
厚生労働省	老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	13,486,000	一般会計	(項)高齢者日常生活支援等推進費 (目)老人保健事業推進費等補助金	平成26年12月25日	公社	国所管	公募により採択しており、交付先の選定は適切に行われている。	有
厚生労働省	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	公益財団法人結核予防会	50,000,000	一般会計	(項)保健衛生施設整備費 (目)保健衛生施設等施設整備費補助金	平成27年1月22日	公財	国所管	当事業は、公益財団法人結核予防会が設置する結核研究所を含む保健衛生施設等の施設を整備するものであり、公衆衛生の向上のために必要な経費である。交付要綱において定められた補助対象に対して適切に支出が行われている。	有
厚生労働省	平成26年度 高齢者就業機会確保事業費等補助金(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会)	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会	54,842,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 52,880,000。 増額交付決定額は、 1,962,000。)	一般会計	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (目)高齢者就業機会確保事業費等補助金	平成27年1月28日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年5月15日)	公社	国所管	本事業は、定年退職後等において臨時・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を確保・提供し、高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出・地域社会の活性化を図ることを目的としており、今後、高齢化が進行していく中で、本事業は重要であり、継続していく必要がある。 また、事業実施にあたり効率的な運営、適切な予算執行に努めているが、更なる事業運営の効率化、適切な予算執行に努めていくこととする。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	生活衛生関係営業対策事業費補助金	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	29,634,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 12,000,000。 増額交付決定額は、 17,634,000。)	東日本大震災復興特別会計	(項)社会保障等復興政策費 (目)生活衛生関係営業対策事業費補助金	平成27年1月29日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年9月9日)	公財	国所管	本事業については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)第63条第2項に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するために必要なものであり、支出そのものについて必要性がある。 実施主体については、生衛法第57条の9で指定された全国生活衛生営業指導センターが行うことになっているため、補助先を競争的な選定とすることにはなじまない。 なお、全国生活衛生営業指導センターの指定にあたっては、同法施行規則第20条の2の基準に基づき、決定されているところである。	有
厚生労働省	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	公益財団法人結核予防会	147,777,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 71,079,000。 増額交付決定額は、 76,698,000。)	一般会計	(項)地域保健対策費 (目)保健衛生施設等設備整備費補助金	平成27年2月4日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年7月31日)	公財	国所管	当事業は、公益財団法人結核予防会が設置する結核研究所を含む保健衛生施設等の設備を整備するものであり、公衆衛生の向上のために必要な経費である。 交付要綱において定められた補助対象に対して適切に支出が行われている。	有
厚生労働省	医療関係者研修費等補助金 (看護職員確保対策特別事業)	公益社団法人日本看護協会	22,467,000	一般会計	(項)医療従事者等確保対策費 (目)医療関係者研修費等補助金	平成27年2月12日	公社	国所管	当事業は「看護師等の人材確保の促進に関する法律」において国が財政上の措置を行うこととされている、看護師等の資質の向上のための施策である。事業者選定にあたっては、実施要綱・交付要綱に記載されている要件を満たした者が実施できる事業である。	有
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金 【臨床研究・治験推進研究経費】	公益社団法人日本医師会	1,380,287,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 1,250,787,000。 増額交付決定額は、 129,500,000)	一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補助金	平成27年2月13日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年5月19日)	公社	国所管	当事業は、革新的な医薬品・医療機器の創出を目指すし、医師主導治験を支援するものであり重要である。平成24年度より有識者からなる評価委員会の評価を受けることとし、透明性の向上に向けた見直しを行った。なお、平成27年度より当該事業は日本医療研究開発機構(AMED)に移管された。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	移植対策(造血幹細胞)事業費補助金	公益財団法人日本骨髄バンク	460,322,000	一般会計	(項)移植医療推進費 (目)移植対策事業費補助金	平成27年2月25日	公財	国所管	移植医療は、移植機会の公平性を確保しつつ、効果的・効率的に実施するため、患者と提供者(ドナー)を結ぶあっせん機関が必要不可欠である。 骨髄等移植のあっせん業務を行うためには、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」第17条に基づく厚生労働大臣の許可が必要であり、(公財)日本骨髄バンクは、当該許可を受けた国内唯一の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者として公平で効果的・効率的なあっせん業務を実施しているところ。同法第28条に基づき、骨髄・末梢血幹細胞あっせん事業者に対し、あっせん事業に要する費用の一部を補助しているところである。	有
厚生労働省	障害者自立支援給付支払システム事業(障害者自立支援給付支払システム事業費等補助金)	公益社団法人国民健康保険中央会	1,722,471,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 1,341,429,000。 増額交付決定額は、 381,042,000。)	一般会計	(項)障害保健福祉費 (目)障害者総合支援事業費補助金	平成27年2月27日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年12月24日)	公社	国所管	公益社団法人国民健康保険中央会(国保中央会)は、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付費の支払業務を担う国民健康保険団体連合会を会員とする組織であり、連合会における適切な支払業務を確保するための支援等を目的としており、国保中央会に構築されている統一したシステムにより給付費の公正・公平な支払が行われている。 また、制度改正等に対応したシステム改修についても、国保中央会で統一を行うことで安価なものが実現可能となっているが、今後も適切かつ効率的な運用に努めてまいりたい。	有
厚生労働省	国民健康保険団体連合会等補助金	公益社団法人国民健康保険中央会	979,409,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 892,247,000。 増額交付決定額は、 87,162,000。)	一般会計	(項)医療報酬給付諸費 (目)国民健康保険団体連合会等補助金	平成27年2月27日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年8月29日)	公社	国所管	診療報酬の審査・支払業務や保険者事務の共同処理に活用するシステムの開発・改修は、国保連合会が個別に実施するよりも、国保連合会を会員とする国保中央会が一括して行う方が効率的であること、また、高額なレセプトの特別審査など国保中央会が行う業務は、市町村及び国保連合会の実施する国保事業の円滑な実施・効率的な運営を図るものであって、市町村及び国保連合会の負担軽減につながることから、国保中央会への補助は引き続き必要である。 平成26年度ではシステム運用経費や会議開催回数等の見直しを行うなど効率的・効果的な予算の執行を図ってきた。 平成27年度では、システム運用経費や一定の会費負担を求めめる事業についての補助の在り方の見直しを行った上で補助を行い、平成28年度では、補助対象事業の見直しを行いつつ、全体として「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえた概算要求を行っているところである。	有
厚生労働省	介護保険事業費補助金	公益社団法人国民健康保険中央会	2,926,921,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 1,833,546,000。 増額交付決定額は、 1,093,375,000。)	一般会計	(項)介護保険制度運営推進費 (目)介護保険事業費補助金	平成27年3月3日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年12月5日)	公社	国所管	国民健康保険中央会は、介護保険法に基づき、介護保険の審査支払業務を担う国民健康保険団体連合会を会員とする組織であり、連合会の適切な審査支払業務の支援・確保を目的としている。予算の効率化については、国民健康保険中央会において構築した介護給付費の審査支払に関する統一システムにより公平公正な審査支払事務が行われており、システムの開発・改修経費も安価なものが実現可能となっているが、今後も合理的かつ効率的な運用に努めてまいりたい。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	公益社団法人国民健康保険中央会	721,488,000 (増額交付決定後の額。 初回交付決定額は、 692,125,000。 増額交付決定額は、 29,363,000。)	一般会計	(項)医療保険給付諸費 (目)後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	平成27年3月11日 (増額交付決定日。 初回交付決定日は、 平成26年9月17日)	公社	国所管	後期高齢者医療制度は、効率的・安定的な運営を図るため、後期高齢者医療及び市町村国保において業務の類似性が非常に高い事業について、共同事業化や事務処理の共同化を進めており、国保中央会が行う全国決済業務や特別徴収経由事務経費について補助は必要である。 またこれらの事業を行うにあたり、市町村が共同で設立した国保連合会を会員とした法人である国保中央会は、後期高齢者医療業務以外にも国保における類似業務も担っており、実務のノウハウを有している。	有
農林水産省	国際漁業振興協力事業のうち地域水産業人材育成事業	公益財団法人海外漁業協力財団	63,911,000	一般会計	政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公募の結果採択されたものが公益法人であったもの(複数応募)であり、引き続き適切な執行に努める。	有
農林水産省	国際漁業振興協力事業のうち水産振興・資源管理協力事業	公益財団法人海外漁業協力財団	406,509,000	一般会計	政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公募の結果採択されたものが公益法人であったもの(複数応募)であり、引き続き適切な執行に努める。	有
農林水産省	国際漁業振興協力事業のうち国際資源管理対策事業	公益財団法人海外漁業協力財団	49,562,000	一般会計	政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公募の結果採択されたものが公益法人であったもの(複数応募)であり、引き続き適切な執行に努める。	有
農林水産省	平成26年度水産関係民間団体事業	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	38,000,000	一般会計	水産資源回復対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本事業は、特定の継続的な施策を実施するために設立された法人に対して、当該施策を実施するために必要な経費を交付する補助事業であるため、当該法人を交付候補者として平成25年度より特定化したことから実施主体を見直すことは困難である。 なお、事業内容の効率化を図るため、27年度の予算において、審査認定事業費及び油濁被害防止対策費の見直しを行った。	有
農林水産省	平成26年度水産関係民間団体事業	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	39,471,000	一般会計	漁業経営安定対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	1者応札となっていることから、1者応札の解消に向け、事業者への情報提供等として、従来から行ってきた公募期間の拡大、公募要領の事業内容について詳細に記載することに加え、公示箇所の増加等の取組を行うこととした。	有
農林水産省	平成26年度水産関係民間団体事業	国産水産物流通促進センター代表機関 公益社団法人日本水産資源保護協会	770,803,000	一般会計	水産物加工・流通等対策事業費補助金	平成26年4月1日	公社	国所管	平成26年度は、透明性、公平性の要請に応えつつ、事業の効率的な執行を図るため、平成25年度(本事業の初年度)に公募で選定した事業実施主体により事業を実施した。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
農林水産省	平成26年度水産関係民間団体事業	公益財団法人水産物安定供給推進機構	200,000,000	一般会計	水産物加工・流通等対策事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	平成27年度に本事業を組み替えるにあたり、公募により事業実施主体を選定することとした。	有
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業	公益財団法人農林水産長期金融協会	7,241,846,000	一般会計	農業経営金融支援対策費補助金	平成26年4月1日 平成26年12月4日	公財	国所管	平成27年度行政事業レビューにおいて、事業内容の一部改善との点検結果であり、執行額と予算額の乖離を減らすこととする。	有
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費	公益財団法人農林水産長期金融協会	1,520,221,000	東日本大震災復興特別会計	農業経営金融支援対策費補助金	平成26年4月1日 平成26年12月4日	公財	国所管	平成27年度行政事業レビューにおいて、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めるとの点検結果であり、引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。	有
農林水産省	緊急食糧支援事業費補助金	公益社団法人国際農林業協働協会	8,572,486,364	一般会計	緊急食糧支援事業費補助金	平成26年4月1日 平成26年7月16日	公社	国所管	本事業は、緊急食糧支援として被援助国に貸し付けた政府保有米が償還される際に、食料安定供給特別会計に発生する損失を補填する事業であり、被援助国及び(公社)国際農林業協働協会との契約に基づき、平成43年度まで償還を継続する必要がある。	有
農林水産省	乳製品国際規格策定・品質確保支援事業	公益財団法人日本乳業技術協会	15,614,000	一般会計	国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金	平成26年4月4日	公財	国所管	(公財)日本乳業技術協会は、乳製品コーデックス規格に意見書を提出する国際酪農連盟(IDF)に加盟する我が国唯一の機関であり、見直すことは困難。	有
農林水産省	アジア食料生産力向上農業人材育成事業	公益社団法人国際農業者交流協会	23,441,000	一般会計	政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	平成26年4月9日	公社	国所管	平成26年度限りで事業廃止。平成27年度より「アジア食料生産力・付加価値向上人材育成事業」とし、事業内容を見直すこと等により、今後とも適切な事業執行に努める。	有
農林水産省	アフリカ等途上国の農業生産拡大支援のうちサブサハラ・アフリカにおけるアグリビジネス展開・促進実証モデル事業	公益社団法人国際農林業協働協会	34,064,000	一般会計	政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	平成26年4月10日	公社	国所管	公募の結果採択されたものが公益法人であったもの(複数応募)であり、引き続き適切な執行に努める。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
農林水産省	果樹・茶支援対策事業推進費補助金	公益財団法人中央果実協会	5,420,133,000	一般会計	国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金	平成26年4月14日	公財	国所管	27年度予算において、H26.6行政事業レビュー(公開プロセス)を受け、需給安定のための措置や加工仕向け果実の生産・流通対策については指定法人(公益法人)向けとして存置する一方、その他のメニューについては公募による民間団体向けとするスキームに見直したところ。 26年度の行政事業レビューにおいて、事業内容を一部改善するとの指摘を受けたことから、新たな加工対策実施など一部事業の見直しを行った。	有
農林水産省	平成26年度水産関係民間団体事業	公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会	79,295,000	一般会計	水産資源回復対策事業費補助金	平成26年4月16日	公社	国所管	公募の結果採択されたものが公益法人であったもの(複数応募)である。なお、平成27年度までを事業期間としていたが、放流適地が判明してきたこと、遺伝子レベルでの評価手法が開発されたこと等を踏まえ、平成26年度で事業終了。	有
農林水産省	地域材活用増強戦略プロジェクト事業／森林づくり・木づかい国民運動促進事業／森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発／全国植樹の緑化行事	公益社団法人国土緑化推進機構	21,427,000	一般会計	林産物供給等振興事業費補助金	平成26年4月24日	公社	国所管	平成26年度限りで事業廃止。公募の結果採択された者の一部が公益法人となったもの(複数応募)である。	有
農林水産省	海岸防災林再生等復興支援事業	公益社団法人国土緑化推進機構	37,883,000	東日本大震災復興特別会計	森林整備・保全費補助金	平成26年4月30日	公社	国所管	HP等で募集し競争性を確保している。 支出先については、民間委員を含めた公募選定委員会において選定されており妥当である。	有
農林水産省	飼料穀物備蓄対策事業費補助金	公益社団法人配合飼料供給安定機構	63,016,818	一般会計	牛肉等関税財源飼料対策費補助金	平成26年5月1日 平成27年3月13日	公社	国所管	本事業は、飼料用備蓄穀物を保有する公益社団法人に対して、備蓄の実施に必要な費用を助成するものであるため、平成26年度においても継続して実施。一方、近年の穀物の需給状況、官民の適切な役割分担等を踏まえ、平成28年度概算要求においては、公益社団法人(国)が行う備蓄を廃止し、BCP(事業継続計画)に基づき配合飼料の安定供給を行う民間団体等の備蓄等の取組を支援する内容に見直した。	有
農林水産省	産地活性化総合対策事業推進費補助金	公益財団法人日本特産農作物協会	25,718,000	一般会計	国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金	平成26年5月9日	公財	国所管	国産大豆の適正な取引価格の形成には、透明性・公平性・継続性を確保した上での入札の実施が不可欠であり、事業実施主体の変更には、入札取引の運営やこれまでの入札に関する情報の蓄積・公表のためのデータの移設経費が毎年度必要となること、また、一般企業では利益性を追求し、入札の透明性・公平性を確保できないおそれがあることから、公募ではなく、公益性があり、かつ、これまでの入札情報の蓄積等を有する当該法人を事業実施主体として選定している。 なお、効率性の観点から、常にコスト削減に努めているところ。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
農林水産省	国際林業協力事業費補助金等/途上国持続可能な森林経営推進事業/海外森林保全参加支援	公益財団法人国際緑化推進センター	25,800,000	一般会計	政府開発援助国際林業協力事業費補助金	平成26年5月9日	公財	国所管	平成26年度限りで事業廃止。今後同様の事業を実施する場合は、支出先の選定における競争性・透明性の一層の向上を図る。	有
農林水産省	国際林業協力事業費補助金等/途上国持続可能な森林経営推進事業/開発地植生回復支援	公益財団法人国際緑化推進センター	21,000,000	一般会計	政府開発援助国際林業協力事業費補助金	平成26年5月9日	公財	国所管	平成26年度限りで事業廃止。今後同様の事業を実施する場合は、支出先の選定における競争性・透明性の一層の向上を図る。	有
農林水産省	多様な畜産・酪農事業推進費補助金	公益社団法人全国和牛登録協会	13,150,000	一般会計	牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金	平成26年5月29日	公社	国所管	・新しい評価手法確立対策を廃止し、和牛の遺伝的多様性の確保対策を新規で要求。 ・27年度については、公募期間中に事業説明会を開催するなど競争性が確保されるよう改善した。	有
農林水産省	農林水産顕彰等普及費補助金	公益財団法人日本農林漁業振興会	39,000,000	一般会計	農林水産調査研究普及費補助金	平成26年6月23日	公財	国所管	補助事業のうち、農林水産展示会等の開催について、所期の効果をより高めるため、平成27年度予算においては、農林水産普及啓発事業実施費を削減し、農林水産展示会開催費を重点化した。	有
農林水産省	家畜衛生対策事業 家畜生産農場浄化支援対策事業	公益社団法人中央畜産会	35,720,000	一般会計	食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	平成26年7月8日	公社	国所管	平成26年度は、事業のPR版について生産者団体等に周知するなど対応を行ったものの、応礼を得られることが出来なかった。今後は事業の必要性を説明するとともに、より分かりやすい公募内容にするなどにより、広く応礼を得られるような方法を実践する。	有
経済産業省	平成26年度交流協会事業費補助金	公益財団法人交流協会	77,686,000	一般会計	海外市場調査等事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公益財団法人交流協会は、日台間の民間の貿易及び経済、技術交流等が支障なく維持・遂行されるよう必要な調査、事業等を行っており、右事業は同法人以外実施できない。 なお、平成27年度からは「海外情報提供等事業」と一本化し実施することにより、共通する事務に係る経費の効率的な執行を行う。	有
経済産業省	平成26年度海外情報提供等事業費補助金	公益財団法人交流協会	52,098,000	一般会計	海外経済情報提供等事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	公益財団法人交流協会は、日台間の民間の貿易及び経済、技術交流等が支障なく維持・遂行されるよう必要な調査、事業等を行っており、右事業は同法人以外実施できない。 本事業は平成27年度より交流協会事業と事業内容を統合し、平成26年度で終了。	有
経済産業省	平成26年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島石油製品流通合理化・安定供給支援事業に係るもの)	公益財団法人日本離島センター	70,000,000	エネルギー対策特別会計	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	平成28年度に事業実施する場合は、公募期間を更に10日確保する。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
経済産業省	平成26年度深地層研究施設整備促進補助金	公益財団法人地震予知総合研究振興会	160,000,000	エネルギー対策特別会計	電源立地等推進対策補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	より多くの事業者に参加してもらうため、関連学会のメーリングリスト等を利用した公募情報の積極的な公募を行うなど更なる周知を平成27年度から図った。	有
経済産業省	平成26年度小規模事業者等JAPANブランド・地域産業資源活用支援補助金(JAPANブランド育成支援事業)にかかる交付決定(公益財団法人大田区産業振興協会)	公益財団法人大田区産業振興協会	17,721,000	一般会計	中小企業海外展開等支援事業費補助金	平成26年6月10日	公財	国所管	・公募期間や審査期間を十分に設け、外部有識者による採択審査委員会を開催し、事業の継続性や妥当性等について審査を行うことにより、補助目的に合致する複数の事業を採択している。 ・公募期間中、公募説明会を開催するとともに、希望者には個別面談により公募内容の説明を行うなど、丁寧な周知対応を行っている。	有
経済産業省	平成26年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(尾平鉱山:坑廃水処理)	公益財団法人資源環境センター	15,326,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年7月18日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(紀州鉱山:坑廃水処理)	公益財団法人資源環境センター	19,256,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年7月29日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(尾小屋鉱山:坑廃水処理)	公益財団法人資源環境センター	28,015,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年7月29日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	平成26年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【吉野鉱山(坑廃水処理)】	公益財団法人資源環境センター	17,730,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年8月4日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	平成26年度休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【八谷鉱山(坑廃水処理)】	公益財団法人資源環境センター	21,438,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年8月4日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【土畑鉱山(坑廃水処理)】	公益財団法人資源環境センター	16,999,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年8月14日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(坑廃水処理)【高取鉱山】	公益財団法人資源環境センター	14,742,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年8月21日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなり、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【上北鉱山(坑廃水処理)】	公益財団法人資源環境センター	46,587,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年9月1日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなっており、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(鉛山鉱山(坑廃水処理))	公益財団法人資源環境センター	12,336,000	一般会計	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	平成26年9月2日	公財	国所管	本事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項に基づき、指定鉱害防止機関が行うこととなっており、該当法人は公益財団法人資源環境センターしかいないため。	有
経済産業省	平成26年度下請事業者支援対策費補助金	公益財団法人全国中小企業取引振興協会	49,337,000	一般会計	下請事業者支援対策費補助金	平成27年4月1日	公財	国所管	公募期間や提案内容の審査期間を十分に設け、審査や評価に関して公平性・公正性を確保した。また、更なる公平性の確保及び客観的な審査をするという観点から、3名の外部審査委員を入れ替えると共に、事前の説明会を開催するなど、応募可能な団体等に対し、広く応募を呼びかけた。	有
国土交通省	住宅市場整備推進等事業	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	78,916,000	一般会計	住宅市場整備推進費 住宅市場整備推進等事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	住宅市場整備推進等事業のうち、住宅ストック活用・リフォーム推進事業については、専門的知見を必要とする住宅リフォームトラブルに関して、建築と法律の専門家が中立的な立場から相談を行うとともに、これによる知見を集約・蓄積するための全国体制により専門家相談を実施する取組に対して補助するものであり、消費者が安心してリフォームを行える環境整備を図るといった政策目的のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んで行く。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
国土交通省	鉄道技術開発費補助	公益財団法人鉄道総合技術研究所	226,112,000	一般会計	技術研究開発推進費 鉄道技術開発費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	鉄道技術開発費補助金については、超電導磁気浮上式鉄道の開発等、新技術の鉄道への応用に係る技術開発等に対して補助するものであり、鉄道の技術水準の向上を図るといった政策目的のために必要な支出であるが、これまでに特に一般鉄道への波及効果が高い要素技術へ重点化を図る等により226百万円(平成26年度)を224百万円(平成27年度)に縮減している。今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
国土交通省	自動車事故相談及び示談あつ旋事業	公益財団法人日弁連交通事故相談センター	570,000,000	自動車安全特別会計(自動車事故対策助定)	自動車事故対策費 自動車事故対策費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	自動車事故相談及び示談あつ旋事業は、弁護士が自動車事故の損害賠償に関する相談・示談あつ旋を無償で行う事業に対して補助するものであり、自動車事故の被害者の保護を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
国土交通省	平成26年度アイヌ伝統等普及啓発等事業	公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構	114,283,000	一般会計	北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	アイヌ伝統等普及啓発等事業は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき指定された法人に対し、当該法律に基づくアイヌ伝統等に関する広報活動その他の普及啓発及びアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言、助成等を実施するために補助されるものである。よって、アイヌの伝統文化に関する国民に対する知識の普及・啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組む。	有
国土交通省	船員雇用促進対策事業	公益財団法人日本船員雇用促進センター	23,913,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、31,120,000)	一般会計	海事業市場整備等推進費 船員雇用促進対策事業費補助金	平成27年3月16日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年6月13日)	公財	国所管	船員雇用促進対策事業は、船員の雇用を促進する事業に対して補助するものであり、船員の職業及び生活の安定に資するとともに、海上企業が必要とする労働力を円滑に提供することにより、国民生活及び経済を支える海上輸送の安定的な確保を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに補助対象事業の重点化等により、予算額99百万円(平成20年度)を31百万円(平成26年度)まで縮減している。今後、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに必要に応じて取り組んでいく。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
国土交通省	交通遺児育成基金事業	公益財団法人 交通遺児等育成基金	39,107,572 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、64,441,000)	自動車安全特別会計(自動車事故対策助定)	自動車事故対策費 自動車事故対策費補助金	平成27年4月16日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年4月1日)	公財	国所管	交通遺児育成基金事業は、交通遺児の育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する基金事業に対して補助するものであり、交通遺児の生活基盤を確立し、その健全な育成を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、86,759,000円(平成25年度)を64,441,000円(平成26年度)まで縮減してきている。今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
環境省	環境金融の拡大に向けた利子補給事業	公益財団法人日本環境協会	531,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成26年4月1日	公財	国所管	本基金では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。 応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等について公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	産業廃棄物適正処理推進費補助金	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	170,000,000	一般会計	産業廃棄物適正処理推進費補助金	平成26年8月29日	公財	国所管	廃棄物処理法第13条の12に基づき、環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保のために、産業廃棄物適正処理推進センターを指定できることとされており、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が指定されているところである。さらに、同法第13条の15において、同センターが行う業務に関して基金を設けることとされており、本補助金は当該基金に拠出を行っているものである。 当該基金は、都道府県等において不法投棄等に起因する支障を除去する際の財政支援を行うものであり、今後も不法投棄等による支障除去等を継続的に支援していく必要があることから、引き続き、廃棄物処理法に基づき指定されている当該法人に対し予算を拠出するものである。	有
環境省	先導的低炭素・循環・自然共生地域創出事業費	公益財団法人日本環境協会	2,278,481,000 (減額交付決定後の額。初回交付決定額は、4,270,000,000)	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	平成27年2月24日 (減額交付決定日。初回交付決定日は平成26年4月1日)	公財	国所管	事業の適正な実施のため、補助事業者の公募を行い、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出したことから、当該法人が補助事業者として採択されたもの。 応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されており、各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等について公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選定している。	無
原子力規制庁	平成26年度保障措置業務交付金	公益財団法人核物質管理センター	2,259,341,000	一般会計	(目)保障措置業務交付金	平成26年4月1日	公財	国所管	当該機関は、保障措置検査等実施機関として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第61条の23の2に基づく指定を受けている唯一の機関であり、業務の性質上、現時点において見直しを行うことは困難である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。